

■教育行政のポイント

児童生徒の“自殺予防教育”

菱村 幸彦

厚生労働省の自殺統計によると、令和2年中における児童生徒の自殺者数は479人で、前年(339人)に比して4割も増加している。その背景に新型コロナウイルスの感染拡大による社会不安や心理不安の影響があることが指摘されている。

こうした状況の中、文部科学省の「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」(以下「協力者会議」)は、さる2月15日に「審議のまとめ案」を大筋において了承した。

その内容に入る前に、自殺予防教育の経緯について見ておこう。

「手引」が示す自殺予防教育の在り方

平成18年に自殺対策基本法が制定され、同法に基づき政府は自殺総合対策大綱を定めた。これを受けて、文部科学省は、平成18年に「協力者会議」を設置し、児童生徒の自殺予防について、継続的に審議を進めている。

その成果物として、これまでに、『教師が知っておきたい子どもの自殺予防』(平成21年)、『子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き』(平成23年)、『子供に伝えたい自殺予防(学校における自殺予防教育導入の手引)』(平成26年改訂)等が作成・公表されている。

これらの手引等が示す自殺予防教育の在り方は、概略、次のとおりである。

- (1) 自殺予防教育の目標は、①早期の問題認識(自他の心の危機に早く気付く力をつける)、②援助希求的態度(問題や悩みを誰かに相談したり、助けを求めたりしようとする態度)の育成、の2つであること。
- (2) 自殺予防教育の構成要素は、①自殺の深刻な実態を知る、②心の危機のサインを理解する、③心の危機に陥った自分自身や友人へのかかわり

方を学ぶ、④地域の援助機関を知る、の4つであること。

- (3) 自殺予防教育の前提条件として、①関係者間の合意、②適切な教育内容、③ハイリスクの子供のフォローアップ、④下地づくり(生命尊重、心身の健康教育、人間関係づくり)等が重要であること。

SOSの出し方に関する教育

その後、平成28年に自殺対策基本法が改正され、学校について「困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発を行なうよう努める」ことが規定された(17条3項)。また、平成29年には自殺総合対策大綱が改定され、「つらいときや苦しいときには助けを求めてもよいということを学ぶ教育(SOSの出し方に関する教育)を推進する」ことが決定された。

文部科学省は、これらを踏まえて、平成30年から協力者会議で「SOSの出し方に関する教育」を中心に検討を進め、冒頭の「審議のまとめ案」となったわけである。

まとめ案のポイントは、概略、次のとおりである。

まず、SOSの出し方教育については、自殺予防教育の「援助希求的態度の促進」に相当し、自殺予防教育に含まれるとしている。

次に、SOSの出し方教育を実施する上での留意点について、①校内の教職員間の合意は重要だが、保護者の合意形成は必ずしも必要でないこと、②教育目的に即した適切な教育内容を準備することが必要であり、特に外部講師の場合、教育内容や教材について事前に協議を行なう必要があること、③ハイリスクの子供(自殺未遂がある子供など)については、学校、家庭、専門機関が協力して支える体制を整えること、を示している。

(ひしむら・ゆきひこ＝国立教育政策研究所名誉所員)

●自殺を減らすために、教師が今できること

教師にできる自殺予防—子どものSOSを見逃さない

【著】高橋聡美 A5判/定価 1,980円(税込)

